

令和6年度 放課後児童クラブ（なかよしクラブ） 入会募集案内

【あらかじめご確認いただきたいこと】

①保護者が就労等のため昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後や学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全育成を図ることを目的としています。利用が必要であるかどうかを書類により確認させていただきます。他の選択肢（祖父母や親族の支援）が考えられる場合は、まずそちらをご検討くださるようお願いいたします。

②就労証明書で、父母が週3日以上かつ月13日以上、平日午後3時以降に勤務されていることが確認できない場合はお預かりできません。（長期休業のみ利用の場合は週3日以上かつ月13日以上、一日4時間以上勤務）

③利用申込者数が定員を超えた場合は、低学年優先のうえ、家庭内で保育の困難性の高い順に入会していただきます。父・母に加え、同居または同一敷地内居住の祖父母の就労証明書または申立書のご提出が必要です。祖父母が無職の場合は申立書をご提出ください。

利用ができない場合は、令和6年2月末までに通知をお送りします。定員を超えた場合で、待機を希望されない方には書類はお返しします。

1. 活動内容

適切な遊び活動、自主学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援を行います。

※学校や塾とは異なりますので原則学習の指導等はありません。

※おやつ時間もあります。負担金と別におやつ代をお支払いいただきます。土曜日・長期休業期間中は各家庭でおやつを準備の上、持参させてください。

※学校休業日等の給食のない日の利用は、利用時間に応じて弁当等を持参させてください。

2. 対象児童

昼間、就労等により保護者のいない家庭の1年生～6年生。ただし、就労日数等に一定の要件があります（4・5ページ参照）。

※原則、集団行動が可能なが必要です。

3. 開設時間

平日（月曜～金曜）	放課後～18：00（延長の場合は19：00）
土曜	8：00～18：00（延長なし）
長期休業（春（4月）、夏、冬、春（3月））	8：00～18：00（延長の場合は19：00）

※土曜日と長期休業は8:00からの開設となります。児童の安全のため時間厳守をお願いします。

※日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日、災害等による学校休校日、大雨や台風、感染症などの影響により多久市教育委員会が閉鎖と判断した日は閉鎖します。

4. 利用形態

「通年継続利用」と「長期休業のみ利用」の2つの利用方法があります。

「通年継続利用」とは、通年にわたり児童の学校終了後も保護者が就労等を常態としていること、

「長期休業のみ利用」とは、該当期間中児童を預けている時間に保護者が就労等を常態としてい

ることが必要です。

5. 令和6年度 保護者負担金（下記のとおり変更予定です）（単位：円）

通年継続利用		基本料金	おやつ代	合 計
春休/4月		4,400	1,000	5,400
5月		4,400	1,000	5,400
6月		4,400	1,000	5,400
7月		3,000	700	3,700
夏休（7月）		2,500	—	2,500
夏休（8月）		4,800	—	4,800
8月		1,400	300	1,700
9月		4,400	1,000	5,400
10月		4,400	1,000	5,400
11月		4,400	1,000	5,400
12月/冬休		4,400	1,000	5,400
冬休/1月		4,400	1,000	5,400
2月		4,400	1,000	5,400
3月/春休		4,400	1,000	5,400
長期休業のみ利用		基本料金	おやつ代	合 計
夏季 休業日	7月	2,500	—	2,500
	8月	4,800	—	4,800
冬季休業日		2,000	—	2,000
学年末休業日		2,000	—	2,000
春季休業日		2,000	—	2,000
延長（日額）		100	※利用された方は、まとめて翌月支払いと なります。	
土曜日（日額）		300		

- ・令和6年度の保護者負担金額です。令和5年度までと異なります。
- ・土曜日のみの利用はできません。
- ・お迎えが18時を過ぎる場合は、日額の延長料金を納めていただきます。
- ・負担金等の支払い方法については、後日案内します。月途中で入会・退会した場合も利用日数にかかわらず月額料金となります。負担金の日割りは行いません。
- ・同一世帯から2人以上の入会者がいる場合、2人目以降基本料金と土曜日額は半額になります。
- ・保護者負担金は、生活保護世帯・就学援助世帯は申請により免除となります（毎年度要申請）。
※申込時点で決定されていない場合、決定後すぐなかよしくラブにお申し出ください。
- ・スポーツ安全保険料 800 円（年額）が必要です。全児童必須加入。年度の途中入会でも同額です。

6. 申込方法

必要書類を新入学児童は多久市教育委員会学校教育課（市役所4階）へ、在学児童は各なかよしクラブへご提出ください（どちらもしゃる場合は学校教育課へご提出ください）。

(1) 申込書類の配布

各校のなかよしクラブ、多久市教育委員会学校教育課にて配布しています。

多久市教育委員会ホームページにも掲載しています。

(2) 提出する書類

通年継続利用の場合

様式第1号 入会申込書（通年用）

添付書類① 就労証明書、申立書（または申立書（求職中））のいずれか

※父母、同居または同一敷地内居住の祖父母全員分が必要です。

添付書類② 児童票

添付書類③ 誓約及び承諾書

※入会日が長期休業中の場合は、申立書（求職中）での入会はできません。

長期休業のみ利用の場合

様式第2号 入会申込書（長期休業用）

添付書類① 就労証明書、申立書のいずれか

※父母、同居または同一敷地内居住の祖父母全員分が必要です。

添付書類② 児童票

添付書類③ 誓約及び承諾書

※長期休業中は、申立書（求職中）での入会はできません。

(3) 申込期間

令和5年11月20日（月）～令和6年1月12日（金）

◆提出書類は令和6年4月1日時点の状況で記入してください。

◆申込時点で就労が決定していなくとも、令和6年4月1日までに就労予定の場合は申立書（求職中）を提出し、就労が決定した時点で速やかに就労証明書をご提出ください。

◆申込時点で来年度の更新が決定していない場合は現在の就労証明書をご提出ください。更新が決定しましたら令和6年4月5日（金）までに新しい就労証明書をご提出ください。更新とならない場合でも、就職活動中は申立書（求職中）で入会可能です（最大90日）。

◆就労証明書を「採用予定」で提出した場合は、就労開始後、就労証明書を「採用済」で再提出していただきます。

◆令和6年3月31日（日）までに就労先や雇用条件等に変更があった場合は、その都度就労証明書の提出をお願いします。入会決定として通知が来ていても、就労状況の変更で決定取り消しの可能性があります。

◆令和6年9月以降に入会を希望される場合は、上記期間での受付はできません。多久市教育委員会学校教育課へご相談ください。

7. 利用できる基準

父母及び同居または同一敷地内居住の祖父母の全員が以下のいずれかに該当する児童

区分		入会の基準	証明	
1	居宅外労働	保護者が昼間に居宅外で労働することを状態としている場合	週3日以上かつ月13日以上、平日午後3時以降に勤務しているため児童の保育に当たれない	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月1日時点の就労証明書 自営業（法人以外）、専従者、農業の方は添付書類が必要 ※農業従事の場合、農業で生計を立てている必要があります。家庭菜園等は対象外です。
2	居宅内労働	保護者が昼間に居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを状態としている場合	週3日以上かつ月13日以上、平日午後3時以降に勤務しているため児童の保育に当たれない	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月1日時点の就労証明書 自営業（法人以外）、専従者の方は添付書類が必要
3	出産等	母親が妊娠中であるかまたは出産後間がない場合	産前8週、産後8週（出産予定日・出産日は産前に含む）の状態にある	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類⑦ 申立書 母子手帳の写し（母の名、予定日または出産日がわかる部分）
4	病気・負傷等	保護者本人に疾病、負傷、または心身に障がい有している場合	保護者が児童の保育に当たることができない程度以上の疾病または心身に障害がある	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類⑦ 申立書 医師の診断書等（療養期間等の見込みが記載されているもの） ※療養期間が不明な場合は、受診状況を領収証等で確認させていただくことがあります。 または ・障がい者手帳
	病人看護等	長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障がい有する親族を常時看護・介護している場合	週3日以上かつ月13日以上（平日午後3時以降）、家庭内または家庭外で常時その看護等に従事し、児童の保育に当たれない	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類⑦ 申立書 医師の診断書等（療養期間等の見込みが記載されているもの） ※療養期間が不明な場合は、受診状況を領収証等で確認させていただくことがあります。 または ・障がい者手帳
6	就学	就学のため日中家庭外にいる場合	週3日以上かつ月13日以上（平日午後3時以降）、就学のため児童の保育に当たれない	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類⑦ 申立書 在学証明書または学生証の写し

7	無職	無職である場合	同居または同一敷地内 居住の <u>祖父母のみ</u> 申立 できます	・添付書類⑦ 申立書
8	求職	就職活動をしていて日 中家庭外にいる場合	週3日以上かつ月13 日以上（平日午後3時 以降）、求職のため児 童の保育に当たれない	・添付書類⑧ 申立書（求職中） ・ハローワークカード等の写し （求職中であることがわかるもの） 入会から90日以内に就労証明 書の提出が必要です。提出がな い場合、90日目をもって退会 となります。

8. 利用上の注意

- ・なかよしクラブは学校とは別組織です。お休み・早退などの連絡事項は、保護者の方で必ずなかよしクラブにご連絡ください（電話・メール・連絡帳アプリ「コドモン」）。
- ・下校方法は、徒歩・スクールバス・お迎えのいずれかです。徒歩の場合、17時（冬季（11月～2月）は16時30分）に下校します。スクールバスは17時30分（冬季は17時10分）に出発します。学校がない日、長期休業中はスクールバスの運行はありません。
- ・大雨・台風・大雪・雷などの災害発生時、又は災害発生が予想されるときは、早めのお迎えをお願いすることがあります。保護者も渋滞などで迎えに来られない状況になることも考えられますので、万が一のための児童の帰宅方法を確保しておいてください。祖父母・近くの親戚・近所の方・タクシーでの送迎など、考えられる手段をあらかじめご検討ください。
- ・提出した書類の内容に変更があった場合は、早急になかよしクラブに申し出てください。
- ・就労先の変更については、必ず申し出てください。離職し、就職活動を行う場合は、申立書（求職中）を提出することで引き続き利用できます。利用可能日数は90日あります。例えば30日で新たな就職先が決定した場合は、年度内は60日利用可能日数が残ります。90日使い切った時点で退会となり、月途中の退会の場合、負担金は戻りませんのでご注意ください。
- ・新たな就職先を決定してから離職し、就労開始まで間が空く場合、その期間なかよしクラブの利用はできません。基本退会となります。ただし、添付書類⑨申立書（在籍）を提出することにより、継続して籍を置くことができます（最大30日）。なお、利用できなかった期間の負担金の減額等はありません。

わからないことがありましたら、なかよしクラブの支援員または教育委員会にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

中央校なかよしクラブ①	080-1725-1124	中央校なかよしクラブ②	080-1725-1224
中央校なかよしクラブ③	080-1725-1225	中央校なかよしクラブ④	080-1725-1226
東部校なかよしクラブ①	080-1725-1123	東部校なかよしクラブ②	080-1759-7761
西溪校なかよしクラブ①	080-1728-7651	西溪校なかよしクラブ②	080-1725-1125
多久市教育委員会	学校教育課		0952-75-2227